広報ふじ

（毎月1日発行）

静岡県富士市平垣279番地
発行所　富士市役所
発行人　富士市長　遠藤脩治
印刷所　加藤印刷所
No. 68
昭和36年3月1日発行

（1）

人口の動き

（昭和36年2月1日現在、住民登録による）

人口総数	46,796	男	23,446		
世帯数	9,248	女	23,330		
転入	172	出生	95		
転出	107	死亡	94		
婚姻 31		離婚 3		死産	9

完成急ぐ田子浦港

明年夏には三千トンの船が入港

総工費実に60億円

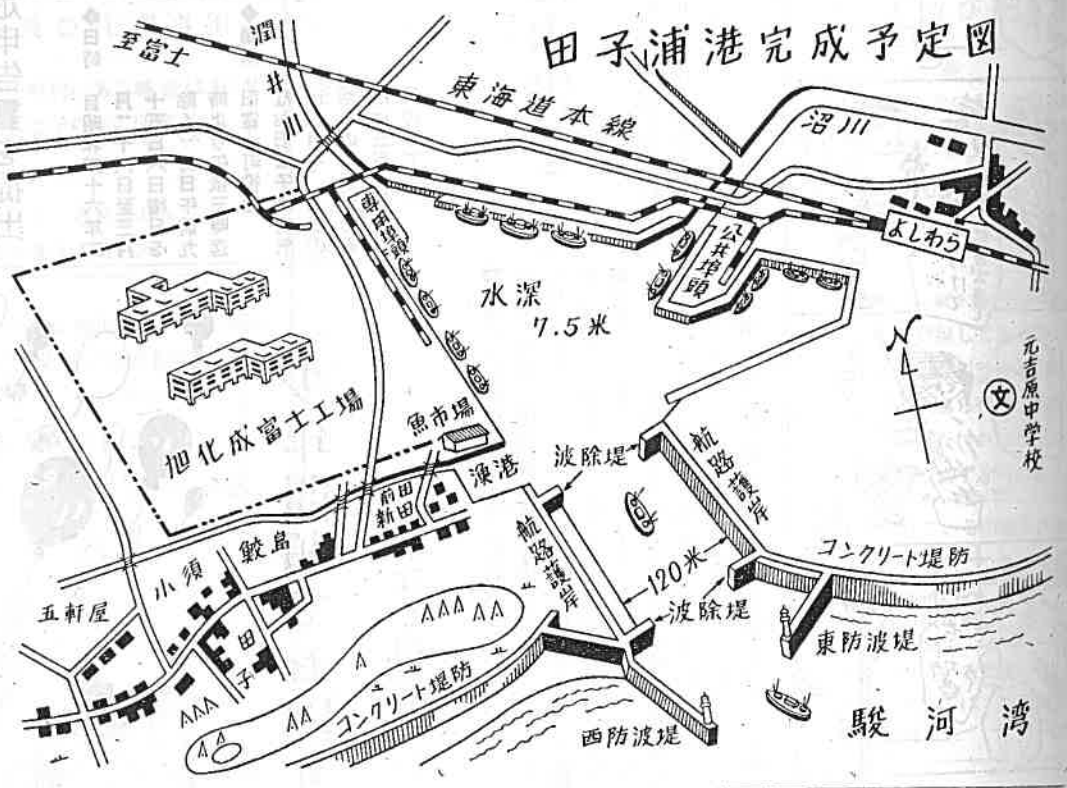

駿河湾臨海工業地帯に指定されいまや大きく発展が約束されている田子浦港修築工事は昭和三十四年八月十四日の七号台風と同年九月二十六日の十五号台風の襲来を受け莫大な損害を蒙りましたが、その後この田子浦港建設工事は特殊潜函工法によつて東防波堤および消波堤をはじめ西防波堤、波除堤などの建設を急ぎ、今日ようやく田子浦港周辺もミナトらしい形成がみられこの調子で進めば昭和三十七年夏ごろまでには三千トン級の船舶が出入できるような人道港が完成します……と富士

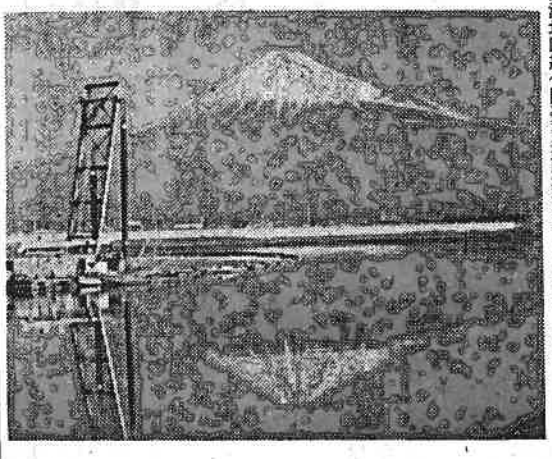

〝富士さ逆さ〟をえ映に内港

臨海地区総合開発事務所港湾部では語つています。

同港湾部の計画によりますと、総工事費約六十億の巨額を投じまず昭和四十年度末完成をめざし昼夜兼行で突貫工事が押し進められています。

第一期工事はすでに沼川河口東側の防波堤（延長二五米）波除堤（延長四五米）消波堤（延長一八〇米）をはじめ航路護岸延長五〇米）工事および西側の防波堤（延長一一〇米）波除堤（延長二五米）防砂堤、水路などいずれもこの三月末までには竣工することになつています。

一方しゆんせつ船による港内のしゆんせつ工事は予定よりおくれていますが大体この六月ごろまでには一航路分として水深三、五米までのしゆんせつを終え三百トン級の船が出入するという。

従つておそくも昭和三十七年夏ごろまでには水深七、五米のしゆんせつを完了、三千トンクラスの船舶が田子浦港に姿をみせるものと各方面から大きな期待と関心が寄せられています。

また港内のしゆんせつ工事と併行して漁港建設や旭化成工業株式会社富士工場の専用埠頭（延長二五〇米）などの工事が〝拓け行く建設のツチ音〟と共に付近一帯は日増しに「ミナト田子浦」に変りつつあり、港に映える逆さ富士がまた一段と景観をみせています。

写真説明
（上）建設中の漁港工事現場
（下）港内をしゆんせつ中のしゆんせつ船

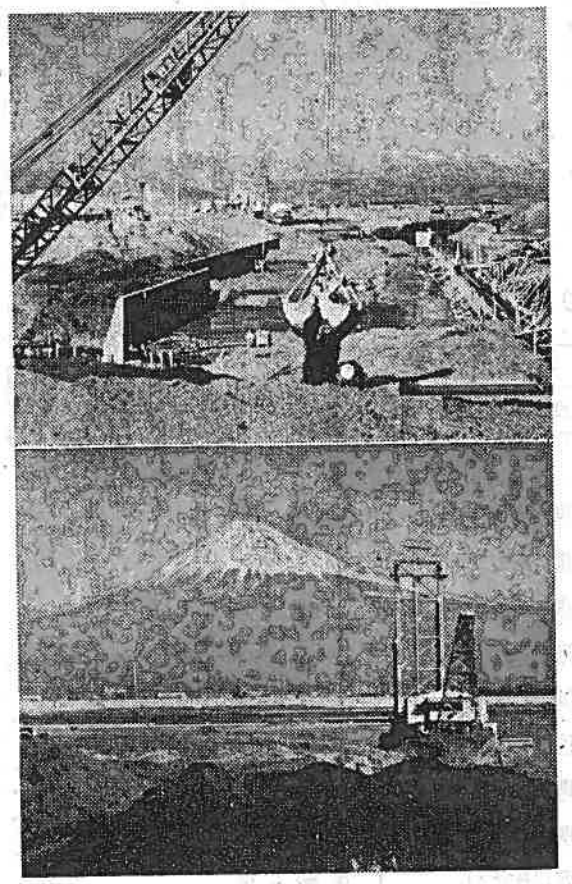

三月末で受付は終り

国民年金の高令加入者

国民年金もいよいよあと一ケ月で掛金の徴収がはじまります。制度についてはいろいろな「パンフレット」或は「新聞」などですでに御承知の事と思いますが、あらためて加入についてお知らせ致します。

これに加入する人達の中には

①強制的に加入しなければならない人

②希望によつて加入する人

の二つがあります。

①の強制的に加入しなければならない人とは二十才から四十九才までの人で厚生年金とか恩給法等に全然関係のない人であり

②希望によつて加入する人は

㋑二十才から四十九才までの厚生年金とか恩給法等の被保険者又は受給者受給権者の配偶者及び遺族年金をもらつている人、学生さんです。

また五十才から五十四才までの①と同じように他の年金は全然関係のない人と②の㋑に該当する人の二種類あります。

強制加入者については個別訪問もしましたが大部分の人達の手続きをすませました。

二月に入つてからの希望による加入者についてもわかつている範囲で届出用紙に名前を記入しておくばりしましたから希望のある人は印をおして市役所に出していただけば手続きがすみます。

特にこれらの人のうち**五十才か五十四才までの希望による加入者は三月三十一日までに届出**をしていただかないとそのあとに入りたくても入れなくなりますから御注意願います。

国民年金法についてはまだ〳〵不満足な点も多いと思いますがこれから発足する制度ですから皆様の協力によつてよりよいものにしましょう。

疑問の点がありましたら御遠慮なくお問合せ下さい。

富士市役所市民課年金係へ

犬はつなぎましよう

最近生活が安定するにつれて、犬を飼う家庭が増えております。犬がよく郵便配達員や御用聞きをよく襲つてたいへん迷惑しているので飼い主は必ず犬をつないで下さい。

1日から20日まで

固定資産課税台帳の縦覧

三月一日から二十日まで市役所税務課内で固定資産課税台帳の縦覧を行つています。

この固定資産といいますのは、土地、家屋、償却資産をいい、固定資産の納税義務者は、本年一月一日現在で固定資産税台帳に登録されたものであります。

とくに本年度は、地方税法による基準年度（価格がかわる年度）ですからその一年間に土地の埋立、国有地の払下げ、地目変換、家屋の新増築損壊など特別の事情のあつた場合は類似の土地や家屋の価格に比準して評価、登録されましたがこのような変更のあつた方はぜひこの二十日間の縦覧期間中に台帳を一度閲覧して下さいしたがつてこの二十日間の縦覧期間中に台帳を一度閲覧して下さい

◇縦覧期間　3月1日から3月20日まで

◇縦覧場所　富士市役所税務課内

風邪の予防はマスクが一番

本病の予防又は罹患した場合は次に掲げる事項を尊守して下さい

①インフルエンザは飛沫感染によつて伝播されるもので病源体の排泄口及び侵入門戸は総て口腔及び鼻腔に限られています。従つてマスクの適正なる使用と、うがいの励行が本病の予防上一番望ましいことであります。特に患者は他人への伝染を防止するためマスクは必ず使用する様にして下さい

②被服は身体の採暖に注意し栄養に気をつけ過労、不摂生をきけ身体の抵抗力の増進を図ることに心掛けて下さい。

③老幼弱者はできる限り予防接種を受ける様にして下さい。

④本病に罹患した場合には速やかに医師の診断を受け静かに療養し死亡原因となる肺炎等の合併症の併発を防止すること。

⑤患者は通常自宅において別室に隔離し別室がないときはカーテン、びよう風、衝立等で健康者と隔てること。

⑥患者のつば、たん、鼻汁等で汚染された紙片、布片等は焼却し室内の空気の交換を図り、日光射入をよくし、寝具衣類はしばしば日光消毒を行つて充分乾燥させ患者の使用したタオル、食器等は熱湯に浸して消毒すること。

（衛生課）

広報ごよみ

◇緑化週間（1日～7日）
◇花いっぱい運動（期間未定）
◇耳の日（3日）
◇ひな祭（3日）
◇固定資産課税台帳縦覧期（1日～20日）
◇青色申告の申請（1日～20日）
◇所得税確定申告の期間（15日）
◇彼岸入り（18日）
◇春分の日（21日）
◇動物愛護デー（21日）
◇彼岸明け（24日）
◇家族計画普及運動（20～31日）
◇春の火災予防運動（2月28日～3月13日）
◇旅行シーズン乗客心得（3月～5月）
◇春先の犯罪防止（3月～5月）

タバコ消費税は

市税の中約6%を占め
市の大きな財源になつています

今月は納税貯蓄の月

今月が納期となつている税金は国税，県税，市税ともにありません。

この機会に貯蓄してつぎの納税にそなえましよう。

建物を建築する場合には必ず
建築確認申請
（建築届）
をして下さい

◎この広報は、市政のようすを市民の皆さんにお知らせするために、毎月一回発行して全世帯にもれなく配布しています。